

## 論点 D、E、F について 8 月 31 日に議論していただきたいポイント

### D 支援（サービス）体系について

- ① 介護給付と訓練等給付の一本化及び新たな法律での支援体系の在り方について、どのように考えるか。
- ② 訪問系の支援について、シームレスな支援ということで、外出や見守り、また通勤、通学などへの支援、さらに医療的ケアの対応も含めた新しいあり方が意見として多く出されている。具体的にパーソナルアシスタンスサービスについては、その内容について共通理解をして議論すべきという提案もある。訪問系支援の在り方について、どのように考えていくべきか。
- ③ 「福祉的就労」について労働政策との関連を含めて多様な意見が出されている。今後のあり方をどう考えるか。

### E 地域移行について

- ④ 「地域移行の法定化」についてはその必要性を多くの委員が指摘した。そこに盛り込まれるべき内容をどう考えるか。

### F 地域生活の資源整備について

- ⑤ 自立支援協議会をめぐっては、非常に重要であり法定化をという意見が多かったが、同時に、不必要、むしろマイナスの機能があるので法定化に反対などの意見も少なからず見られた。どう考えたらよいか。



## 論点 D、E、F への構成員のおもな意見

### D 支援（サービス）体系

#### D-1 支援（サービス）体系のあり方について

多様な体系案が出された（例：日中活動、社会参加、居住、移動、コミュニケーションに再編等）。

介護給付と訓練等給付を分けず個別給付は一つに。地域生活支援事業の移動支援等は個別給付に。市町村の創意工夫、裁量で可能となる事業の仕組みは必要だが、一定の水準の事業が実施できるような財政面も含めた新たな仕組みが必要。補装具・日常生活用具・自立支援医療の見直しを等。

#### D-2 生活実態に即した介助支援（サービス）等

パーソナル・アシスタンス・サービスによって多様なニーズに柔軟に対応できるようにするとの意見とともに、そのシステムについての共通理解が必要との意見も。

#### D-3 社会参加支援（サービス）

社会参加の観点から、就学・就労の介助をシームレスで提供するシステムが重要。居場所機能の重要性の指摘も。

#### D-4 就労

福祉と労働政策との縦割りを改め、福祉的就労を労働法規の対象とし、最低賃金を保障すべきとの意見（社会的雇用など）。日中活動に位置づけるべき支援との区分けも必要。

#### D-5 地域での住まいの確保・居住サポート

住宅手当の創設やグループホーム等の整備促進。民間賃貸住宅のバリアフリー義務化など。

#### D-6 権利擁護支援等

セルフアドボカシー、エンパワメント支援、アドボカシー支援など、自己決定のプロセスに対する支援が必要。そのためにワンストップの相談支援体制、障害者ケアマネジメントの充実、ピアサポート、本人参画支援、権利主張支援等を。



## E 地域移行

### E-1 地域移行の支援、並びにその法定化

どこで誰と住むかを選択できるようにするための福祉サービスの充実、特に地域での暮らしが可能となる基盤・資源の整備、相談支援や地域生活体験のプログラム、公的保証人制度、地域移行支度経費支援、権利擁護等の支援と人員体制の充実が必要。地域移行を確実にするために法定化が必要。

入所施設については、重要な社会資源との意見とともにその閉鎖等を視野に入れた政策をとる意見も。

数値目標をもうけて進める必要がある。同時に、一人ひとりへの情報提供や自立体験、ピアサポート支援、権利擁護など、個別に応じた支援・プログラムも重要。

### E-2 社会的入院等の解消

大規模な地域移行を実現するための特別なプロジェクトが必要という意見が多く出されたが、強制的な地域移行は現場が混乱するとの懸念も。

施設待機者への調査によってどのような支えがあれば施設入所が不要になるのかを明らかにすべきとの指摘も。

日本では民間病院・施設が多いという特徴をふまえた移行方策が必要との意見も。

## F 地域生活の資源整備について

### F-1 地域生活資源整備のための措置

地域生活資源の薄い地域を「社会資源整備地域」に指定し「整備5カ年計画」を策定するなどの措置を。土地無償貸与など事業所立ち上げ支援策を。

市町村の人口規模別負担上限設定と上限を超えた部分の国・都道府県が補填する制度を。1日8時間以上の介護は国（または国と都道府県）負担で。

障害福祉計画への当事者参加の強化、計画だけでなく実行手続きと評価手続きの明確化を。

### F-2 自立支援協議会

有効であり法定化すべきで、さらに提案機能・権利擁護機能・苦情解決機能など強化すべきという意見と、形骸化している、支援抑制に使われているなどの否定的意見と。

### F-3 長時間介助等の保障



24時間サポートのイメージの具体化・共有化が必要(巡回型、間欠訪問型、滞在型など)。長時間介護は暮らしやすい地域社会の基盤作りという視点で取り組むべきである。そのためにはニーズ把握の客観化も必要とされる。

#### F-4 義務的経費化と国庫負担基準

国庫負担基準は廃止し、国2分の1、都道府県4分の1の義務負担とする。人口規模別の市町村負担上限を定めるなど。

#### F-5 国と地方の役割

現在の地域生活支援事業のように十分な補助金が交付されずに市町村に財源不足をもたらしているのはなくすべき。ナショナルミニマムはどの自治体でも確保でき、上のせ横だしは市町村の裁量とする。同世代の国民と同等な生活を営む権利があり、それを支える支援をナショナルミニマムとする。





## 作業チームの位置付け及び運営について

平成 22 年 8 月 9 日  
障がい者制度改革推進会議担当室

第一次意見において、「改革が必要な分野について個別に部会や作業チーム等を設け、分野別課題の検討に着手する」ということが言及されている。

現在、わかりやすい第一次意見をつくる作業チームと「障害」の表記に関する作業チームが検討を進めているところ。

また、総合福祉部会においても作業チームで検討を行っていく旨の報告があったことから、円滑な運営のため、作業チームの位置付け及び運営については、以下のとおり整理することとしたい。

- 1 作業チームは、推進会議又は部会での議論を円滑に進めるため、その決定に基づき、特定の事項について論点の整理・検討を行うものとする。
- 2 作業チームで整理・検討された内容については、検討を依頼した推進会議又は部会に報告され、推進会議又は部会での検討に当たっての基礎資料となるものである。
- 3 作業チームのメンバーが必要とする手話、要約筆記、点字資料、ルビ付き資料等の提供は当然行う。ただし、作業チームは推進会議又は部会での議論を円滑に進めるための論点整理等の作業を行う場であり、公開して議論する性格のものではないと考える。
- 4 作業チームでの検討状況については、適宜推進会議又は部会に報告しなければならない。



## 「部会作業チーム」の役割と運営について(案)

平成 22 年 8 月 31 日  
障がい者制度改革推進会議総合福祉部会  
部会長 佐藤久夫

### 1 役割

部会作業チームは、障害者総合福祉法のあり方に関して担当する論点項目(検討項目)について検討し、可能な限り意見の調整を図った上で、総合福祉部会に報告する。

### 2 体制

- (1)部会作業チームは、2010年10月から2011年3月(目途)まで、二期に分けて設けることとし、テーマ毎に分かれて検討を行う。
- (2)部会作業チームには座長をおく。また、必要に応じて副座長をおくことができる。
- (3)部会作業チーム間の調整等を行うため、各部会作業チームの座長及び部会三役からなる座長打合せ会を設ける。

### 3 メンバー

- (1)部会作業チームのメンバーについては、部会構成員の希望をできるだけ踏まえ、座長打合せ会で協議しながら、部会三役及び内閣府障がい者制度改革推進会議担当室長において、部会構成員の中から指名する。
- (2)部会構成員は、一期につき一の部会作業チームへ参加できる。

### 4 座長の役割

- (1)部会作業チームにおける議事進行をつとめる。
- (2)部会作業チームに割り当てられた論点の整理を行う。
- (3)部会作業チーム報告書を起草する。

### 5 部会への報告

- (1)部会作業チームの検討状況については、毎回の部会で、「議事概要」を提出し報告する。
- (2)部会作業チームの検討結果については、それぞれ「部会作業チーム報告書」を提出し報告する。

### 6 部会作業チームの検討分野

- (1)法の理念・目的 … 藤井克徳座長
- (2)障害の範囲と選択と決定
  - ①障害の範囲 … 田中申明座長
  - ②選択と決定・相談支援プロセス(程度区分) … 茨木尚子座長
- (3)施策体系
  - ①訪問系 … 尾上浩二座長
  - ②日中活動とGH・CH・住まい方支援 … 大久保常明座長
  - ③地域支援事業の見直しと自治体の役割 … 森祐司座長



## 施設入所者・入院患者の調査についての話し合い

障がい者制度改革推進会議総合福祉部会  
部会長 佐藤久夫

「障がい者制度改革推進会議総合福祉部会」では発足以来たびたび、あるべき総合福祉法を検討するにあたって、在宅障害者の実態調査のみならず施設入所者や入院患者への調査も重要であるとの意見が表明されてきました。

この点は「全国障害児・者実態調査（仮称）に関するワーキンググループ」でも検討され、「全国在宅障害児・者実態調査（仮称）の基本骨格（案）について」（7月27日第5回部会 資料5）がまとめられました。そこでは「施設入所者及び入院患者の調査等の実施については、総合福祉部会の構成員を始めとする関係団体その他の関係者間で議論いただき、その結果を踏まえて検討する。」こととされました。

そこで、とくに関係する部会委員の皆様にご集まっていただき、これらの調査について検討していただく場を設けたいと思います。

今後関係する委員の皆さんに呼びかけて話し合いを行い、その結果を厚生労働省と9月21日の本部会に報告します。

### <参加を呼びかける関係者>

- ・「当事者・家族」、「事業者」、「有識者」のバランスを考慮します。

### <検討事項>

- ・総合福祉法のあり方の検討にあたって、とりわけ地域移行の支援のあり方の検討にあたって、新たな施設入所者及び入院患者の調査が必要であるかどうかの検討（先行調査研究の成果の検討を含む）。
- ・必要とされた場合の調査の概要についての検討。

### <分野>

- ・入所施設調査と精神科病院調査の2つをまず検討します。精神科病院以外の社会的入院も重要課題ですが、対象となる医療機関や疾患・障害の範囲等明確でない点があるので、精査をした上で必要に応じて検討分野を追加します。

### <話し合いの進め方等>

- ・まず全体で話し合い、必要であれば入所施設調査と精神科病院調査の2つに分かれての検討をします。
- ・2回目以降の話し合いが必要となるかもしれませんが、10月からの「作業チーム」とは会合の日時が異なるので両方に参加できます。

